

國學院大學学術情報リポジトリ

井上正鐵と気吹舎の接近

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-11-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 荻原, 稔 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001111

井上正鐵と氣吹舎の接近

萩原 稔

はじめに

井上正鐵（一七九〇～一八四九）は、江戸郊外の足立郡梅田村（現在の足立区梅田）の神明社神主として、天保十一年（一八四〇）に教化活動を開始し、わずか三年の活動のうちに神社奉行の取締により三宅島に遠島となって、その地で没した人物である。のちに教派神道の一つ「禊教」の教祖とされた。本稿では、当時の数多の教化活動家たちの一人に過ぎなかった井上正鐵と、江戸における国学のセンタ―的な位置を占めていたといえる氣吹舎・平田家との接近について、「氣吹舎日記」の記録をベースにして、井上正鐵と氣吹舎・平田家のそれぞれに関わる記録等を時間経過により整理・対照しながら、両者の接近のミクロな意味合いを描き出し、近世末期における教化活動の一側面を明らかにしてみたい。

井上正鐵と氣吹舎・平田家の接近には、大きく二つの時期がある。第一の時期は、井上正鐵がまだ求道途上であつた文政八年（一八二五）十月から、天保二年（一八三一）二月までの約五年半における数回の往来である。第二の時期は天保十二・十三年（一八四一・一八四二）と二度にわたる取締を受けた井上正鐵が、自分の教説は白川家の教えから逸脱していないと主張した吟味筋にあたつて、白川家関東執役と氣吹舎・平田家の間で寺社奉行への上言書の提出が話題となり、後に「神祇伯家学則」とされる文書が偽作されていく経過である。これらの二回の接近について、具体的に考察していくことにしよう。

一 井上正鐵と氣吹舎の最初の接近

第一の時期の接近は、文政八年（一八二五）十月から、天保二年（一八三一）二月までの約五年半の間における五回ほどの往来であるが、「氣吹舎日記」での初出は、文政八年（一八二五）十月十日に「井上東圓初めて来^①」というものである。当時、正鐵は三十六歳であり、篤胤は十四歳年長の五十歳であつたが、その時に面会したのかどうかはわからない。次いで、五か月後の翌文政九年（一八二六）二月二十八日には、「井上東圓、川崎源三方へ行^②」とあり、平田鐵胤が井上正鐵の家を訪問したらしい。翌年の文政十年（一八二七）七月十一日にも、「井上東圓……入来^③」とあり、それから約二年後の文政十二年（一八二九）十一月十四日には「井上東圓入来^④」とあり、さらに二年を経た天保二年（一八三一）二月二十三日に「井上東圓来ル^⑤」という記事が最後となる。それぞれの記事は、ここに引用した文言のみであり、用件については言及されていないし、現存する井上正鐵の遺文や伝記等にも、氣吹舎や平田家に関する記述は見られない^⑥。

さて、この文政年間から天保初年当時の井上正鐵は、三十代後半から四十代前半であり、初期の教化活動をわずかに始めていたものの、まだ求道途上であった。二十歳の頃に甲州の磯野弘道^⑦（一七七二―一八四七）に学んだ古方派の医師「井上東圓」として医業を営みつつ、二十五歳の時に学んだ観相家水野南北（一七五七―一八三四）^⑧の門人としても活動していて、医師兼観相家という生業を営みつつ、「諸國を遍歴して、神儒佛の道に達したる大徳の人を尋て教を受、其説を聞」く^⑨という求道を続けていたのだった。そうした求道と氣吹舎への往来は、どのように関わっているのかを見ていこう。

最初の訪問は、文政八年（一八二五）十月だったが、その約一年前の文政七年（一八二四）九月四日に、井上正鐵は「松井いよ子」とされる未詳の女性導師から伝授を受けている。^⑩これは行法を通じて「信心」「誠の心」という境地に至るといふ秘儀的な念仏信仰の入信儀礼であったと推測され、二年後の文政九年（一八二六）の旅日記「煙草の裏葉」では、後述するように、すでに指導者的な立場での発言が記されている。そうした人物が、なぜ、文政八年十月、九年二月、十年七月という、全く重なる時期に氣吹舎に往来したのか、本人の状況からはわかりにくい、正鐵が生涯敬愛した父安藤真鐵との関係を踏まえると、その意味が明らかになってくる。

安藤真鐵（一七五三―一八二七）という人物は、山形藩主であった譜代大名の秋元家の家臣であり、藩主の嫡子の近習や財政関係の役職を勤めていた。また、安藤家は江戸詰めが多く、日本橋浜町の秋元家中屋敷に長く住んでいた。また、「父真鐵の眞の字は、和学者眞淵の門人成るによりて也」^⑪とあり、少年の頃には同じ浜町に住んでいた晩年の賀茂真淵（一六九七―一七六九）の教えに触れたことがあったらしい。だが、かつて近習として仕えていた藩主の嫡子が夭折したり、財政関係の職務の困難さなどから不調となり、正鐵が生まれて四年後の寛政六年（一七九四）には、病気を理由に長男に職を譲って四十二歳でいったんすべての職を退いた。その頃、引き籠った父と生活を共に

していた幼い次男の正鐵は、『唯一問答書』に次のように回顧している。

我父眞鐵成もの、よの人の病にとじられ、貧に苦しミ、家風あしく成行、又は産れ付氣質あしく、身治らす、九族を悩すを患て、終に病と成、十ヶ年の間寢食を思す、二措に引籠りて家内の者にも交らず、昼夜おもひ念て、諸書により考を凝す事、長き年月怠らず、かくおもひに沈ミたまはは、病ひ募りて命も危うからんとて、親族種々に諫れとも、改かゆる事なく、終に拾壹年目にて、某か兄なるものに番代を願ひて、世捨人となり、隠居して老を待のみ。其時、某年六七歳の頃より拾歳に余れるの頃なり。然るに我弟なる者ありて母これを抱寝して、某は父に起臥を同しくなせり。故に父母同居せすして年月を送る。しかるに父の学友三四人常に来て、夜ハ鷄鳴の頃迄も、身を治め、家を齊へ、病者、貧者又は老てたつき無ものをたすけ救わん事を論して止す。某し幼くして父の膝を枕とし、或は寝、又は覺て其言を聞、しかれとも其故よし通じかたし。なれ共、自ら其中に成長なせしゆへ、某か性となりて、終にさま／＼の学ひを好み、貧者、病者、老たる者をたすけんとおもふ心又止時なし。¹²⁾

こうして、精神の衰弱により休職したのだが、夜には学友たちと議論するという生活が続ける父の膝下で成長した正鐵は、学問と救済活動への関心を持つようになった。それが彼の出発点となり、一旦は他家の養子となっても離縁して、武士にならずに医学や観相学の学びに進むという進路選択につながったといえる。なお、正鐵は、父が十年間休職したまま隠居したように書いているが、公式の記録によれば、十年間の休職の後、文化元年（一八〇四）に復職して「御勝手吟味目付」などの財政関係の職を再び務めるようになり、文化九年（一八一二）に小普請入となつて事実上の退職をしてから、文政六年（一八二三）に正式に隠居した。¹³⁾ ここで注目しておきたいのは、「父の学友三四人常に来て、夜ハ鷄鳴の頃迄も…」議論してやまなかったということである。その一人が、後に正鐵の門人ともなった新々刀の名工「大慶直胤」として知られる莊司直胤（一七七九～一八五七）であったが、その師匠である水心子正秀¹⁴⁾

(一七五〇～一八二五)も、同じ中屋敷に工房があったので参加していた可能性がある。

この眞鐵の研究会がどの程度継続し、どのような参加者がいたのかは不明だが、これとは別に、文化・文政年間に
なると、山形藩主秋元家の家中に氣吹舎門人のグループが形成されていた状況を確認でき、晩年の眞鐵や正鐵の氣吹
舎への往来と関連がある可能性もある。氣吹舎入門者の「誓紙帳」や「門人姓名録」⁽¹⁵⁾によると、「秋元但馬守殿家中」
として文化三年(一八〇六)に二十一歳だった乗松正名が入門し、その紹介で同じ年に国友恒足が入門した。乗松は
正鐵より四歳年長の若者であり、年齢も近い。さらに文化五年(一八〇八)には、津田安平、文化十三年(一八一
六)には、国友の紹介で、都築重雄(斧七)、黒川正信、新井政意が入門している。その後、数年の間隔があるが、
文政四年(一八二一)二月には芹沢愛徳、文政六年(一八二三)十一月には、やはり国友の紹介で平岡邦勝が入門し
ている。こうして文化年間には、秋元家の家中に平田門人の人脈が作られ、文政年間にも継続していた。この国友を
核としたグループと、先の眞鐵の「学友」と関連があるかどうかの直接的な根拠はないが、平田鐵胤が「井上東圓：
方」に訪問した文政九年(一八二六)二月二十八日の直後である三月五日には、秋元家中の芦沢洞英が氣吹舎を来訪
した記録があり、さらに三月十二日には、国友グループの都築重雄(斧七)の記録もある。⁽¹⁷⁾また、文政十二年(一八
二九)十一月に、正鐵が氣吹舎を訪問したのと同時期には、それに先立つ同年三月十六日に都築重雄の名が見え、そ
の十二日後の三月二十八日には正鐵に近い莊司直胤の訪問記録もあって、両者の動きには近接性があり、その関連を
推定することも可能であろう。⁽²⁰⁾

二 父安藤眞鐵の最期と「祝詞の事」

安藤眞鐵は長年の研鑽の末に、七十五歳だった文政十年（一八二七）の六月下旬に、ある確信に到達し、それを正鐵に伝えたという。

我父眞鐵、国学に心を尽し、心術に精を凝らして、儒仏の道を学び、国家の人の安からんことを思ひて寢食を忘れ、其身を忘れて学ぶ事年久し、既に七十五歳の六月下旬、迷いの心始めて覚め、道の根源に基て、浮世の雲晴れ、七十年来の我過ちを知り、後悔止むことなく、猶今にして此道を悟る事を喜び、予に告て教へ給ひし事有と雖、未だ其深き心を悟らざりしに、終に其七月中旬、天然の死を得玉ひしが、誠に朝に道を聞て夕に死すとも可也と云し教の如くなり。（以下、傍線は引用者）

〔神道夢物語〕²¹

とあり、老父が最晩年に得た一つの悟りを子に託し、それから一か月も経たない文政十年（一八二七）七月十四日に死去した。²²これについて、さらに別の文には、

某が父眞鐵、是を愁る事数年、其道を求る事またとし久し：終に其事を知る。然れどもつひに老年に及び、歳七十五歳、その事を行う事あたわず。某しに遺言していわく、汝この法を能く熟し、能く学び、家を斉よ。若し用る人あらば、其ほふをおしまず伝へよ。家の主じ是をしらば、一家易く、一国の主、是をしらば、一国の民易からん。これ神道の御教、尊むべし用ゆべし。磐栄への法なりとて伝ふ。若、此心ざしを失ひなば、吾子孫にあらず、縦ひ錦を着て、高位高官に昇るとも、不孝の罪広大なり。又、是を学び、人に伝へて、国家を易んせば身は道路に死すとも吾子孫なりと申したり

〔唯一問答書〕上〔金銀融通〕

ともある。

ここに記された「神道の御教」とは、別の文書に「愚父が教ゆる所の祝詞の事」(「皇国伝問答」)ともあることか
らして、「祝詞の事」すなわち国学で論じられてきた「天津祝詞太諄詞」のことと想定できるが、その頃の氣吹舎で
は、文化十二年(一八一五)四月に篤胤が脱稿した『大祓太詔刀考』に、鐵胤が文政五年(一八二二)五月に序文を
付けて書物として成立させていた。のちに『天津祝詞考』として出版された同書の版本にある門人菊田芳胤の序文に
よれば、出版は弘化三年(一八四六)七月以降であるが、それ以前にも写本としては閲覧されていたらしい²⁴⁾。した
がって、眞鐵・正鐵父子が、写本を見たり、話題にした可能性はあるが、版本を手にすることはなかった。

正鐵は、父の眞鐵が「祝詞の事」を突然悟ったように書いているが、そこに至るまでには、実際は親子で研究し、
繰り返し討論をして来たことだろう。しかし、当時の正鐵自身は「信心」「誠の心」に至る未詳の念仏信仰の行法を
行っていたので、父の「祝詞の事」との統合を模索していたと思われる。それを「未だ其深き心を悟」れなかったと
言っているのだが、「此心ざしを失ひなば、吾子孫にあらず」とまでに厳命する老衰した父の探求への支援と自らの
求道を兼ねて、文政八年(一八二五)十月と翌文政九年(一八二六)二月、そして、文政十年(一八二七)七月に氣
吹舎へ往来するという行動を取ったのだろう。

こうして「祝詞」を考究する父のために、文政八年(一八二五)十月に正鐵は氣吹舎を初めて訪問したが、四か月
後の文政九年二月に平田鐵胤が「井上東圓…方へ行」ったとあるのは、すでに老いて出歩けない安藤眞鐵の許に行っ
たのかもしれない。この二か月後の四月十五日には、正鐵は妻や道連れの人友たちと共に江戸を旅立っているが、そ
の時の旅日記「煙草の裏葉²⁵⁾」の冒頭には、「おひたる父にわかれ告げはべるに、何か心の内涙ぐみはべりて、そこそ
こに暇乞ひはべりしが…」とあって、老衰した様子がうかがえるのである。

「煙草の裏葉」には、当時の正鐵の宗教的な行動が具体的に記されている。例えば、「我心もてはからは、いかゞはべるべきなれども、御仏にまかせつる身なれば心も苦しからず、念仏して他力にまかせつゝ歩み行きはべれば…（四月十六日）」とか、「（茶店の老主人が―引用者）このしやばはあかるき世ぞとおぼしめし候まゝ、たがへるなり、くら行く先も知れぬものぞと思ひたまはゞ、心もやすかりなんとはなしはへるに、いとありがたく覚へはるまゝ、うちつれし人々にも、かねてものがたれる、是こそ仏なれとて、つゝしみておしえをうけたまへと、又さまぐゝのものがたりはべりぬるに…（四月十八日）」などとあり、明らかに念仏信仰の指導者としての立場で発言しているのである。「父母我が躰を産、師我心を産」⁽²⁶⁾とする正鐵にとって、師から受けた「信心」と父の残した「祝詞」をどう統合するのかは、抜き差しならない重要な課題であつたに違いない。

そして、翌年の六月下旬には、父から改めて「神道の御教」「祝詞の事」の遺言を授かり、ここでも何らかの示唆を受けようと、文政十年（一八二七）七月十一日に気吹舎を訪問したのだろう。その日は、父安藤眞鐵が七十五歳で生涯を終えるわずか三日前のことだつた。⁽²⁷⁾父の死後にも、文政十二年（一八二九）十一月と天保二年（一八三一）二月の二回ほど気吹舎を訪問しているのは、求道の痕跡と思われるが、その後の記録はない。おそらく、正鐵にとっての答えは気吹舎の学問にはなかつたのである。

最後の訪問から二年後、天保四年（一八三三）春に四十四歳であつた井上正鐵は、不思議な体験により迷いを取り去ることができた。それについて、

愚子四十四歳春の頃、観念の床に夢幻の如く、一人の少女子来りて告て云ふ。予れ汝に傳ふる大道あり。汝道を求ること久しくして、其志を得ず。今神明、其志を感じしめて、汝が迷心の闇を破るの明玉を與へんとて、我口に向ひて投入すると覺へたれば、我問て、君は何れより来り、又名は何といひ玉ふやと云ひしに、告て云ふ。我

ハ神明の使なりとて、夢覚めたり。誠に不思議の告を蒙りて、有難き嬉しさ申計りもなく、猶今に其時の念を忘る、事なし。今に至りて猶、我愚を知り、我思ひの邪まなるを知りて、皇國の御教に基て、王法を守り、他の人の助を待つのみ。爰に於て、愚父の死の近きに至りて悟り得るの道に思ひあたれる事あり。有り難く嬉しく、日夜歎び盡やらず、甘露女の恩を伏し拝むのみ。

〔神道夢物語〕⁽²⁸⁾

とあるが、この天保四年（一八三三）春の神夢の感得によって、師からの「息」によって「信心」「誠の心」に至るという宗教経験と、「愚父の死の近きに至りて、悟り得るの道に思ひあたれる事」である「祝詞の事」を「迷心の闇を破」って統合する確信を得た。すでに秘儀的な念仏信仰の指導者的な立場にあった正鐵は、同年九月・十月に「ていせう」（今井いよ）と同一人物らしい）という未詳の女性導師から導師となる伝授を受けた。さらに、すぐ翌年の天保五年（一八三四）には白川家に入門し（関東執役所での手続きか）、七年（一八三六）十一月十五日には、「江戸御門人」の立場で京都の白川家に参殿している。そうした中で、「神水の事」「喜悟心の事」「法止の伝の式」の三か条からなる「産霊の伝」を指導者としての伝授とし、無声の深呼吸「永世の伝」と三種祓詞を繰り返して大声で唱える「祓修行」という行法を通じて、「信心」「誠の心」に至り、それによって自ずと「神拝神楽の心」「天地の心」を得るという教義を立ち上げた。そして、いくつかの地方拠点を開いた後、天保十一年（一八四〇）四月に、梅田村神明社の神主となって教化活動を開始したのである。⁽³⁰⁾

三 井上正鐵の取締と関東執役の対応

天保十一年（一八四〇）四月十五日に、井上正鐵は日光街道千住宿に近い武蔵国足立郡梅田村の神明社神主とな

り、教化活動を開始した。その六月には、天保の改革の一環で「出家社人山伏修験神職町住居禁止」の触れが出されたが、江戸の外である梅田村では直接の影響はなかった。しかし、まだ参詣人もほとんどいなかったので、近隣農村に強い影響力を持った有力農民である下木下川村の名主村越治郎兵衛正久（一八〇〇～一八七五）へのピンポイントでの布教を行って成功し、そこから姻戚関係などを通じて次第に「門中」（信者）を拡げた。さらに、それら有力農民たちの経済的な支援によって、病人や無宿人たちを神明社に寄宿させて修行を行ううまでもなった。

だが、翌十二年十一月二十四日には、寺社奉行による最初の取締を受けて、井上正鐵夫妻と高弟の三浦隼人夫妻が捕らえられ、三浦隼人は獄死し、婦人二人が釈放された後、十三年二月になって正鐵も釈放された。この時に提出を命じられて執筆した弁明書が二十章の問答からなる『唯一問答書』であった。そこでは、自分は「白川伯王殿御家に相伝る御伝の外のことを申さず」（上「息の術」といい、自分の教えた神書講釈と「祓修行」の行法では、「心を伝へて、式をつたへず」（上「神拝式」として、白川家の職掌である「式」についての「心」を説いたものであると言いつ張った。つまり、白川家の職掌を侵していないばかりでなく、語られていない真義を門人として補うものだというのだ。その上、この取締にあたって奉行からの下問を受けた白川家関東執役の南大路左兵衛も、十二年十二月二十六日付で「同人教導の趣旨に於ては、全く神祇道相伝人に相背け候義は無之候」と根拠も示さずに弁護する回答を提出している³¹。

だが、ここで白川家の職掌における教義が論じられるなら、文化十三年（一八一六）に作成されていたはずの「神祇伯家学則」が根拠として踏まえられるべきだろう。関東の一門人に過ぎない井上正鐵自身が「神祇伯家学則」を知らずに主張したとしても仕方ないが、関東執役までもが言及しないのは、不自然である。この「神祇伯家学則」とは、約四千七百字ほどの小冊子であるが、「文政十三年丙子年」に「神祇伯家四十二代」である白川資延王が、「我が

家の学義の較略を口授して、門葉の徒に誨す……」書とされており、皇典講究所蔵本を底本にして、『神道叢説』（明治四十四年・国書刊行会）に収録されている。この本の編者の山本信哉は、緒言において「白河神道は由来重き行事に置き、教義を記載するもの殆ど稀なり、今収むる所の神祇伯家学則及び神道通国辨義の如きは較其缺を補ふに足るべきか」と述べて、白川神道の数少ない教義書としての評価を示している文書なのである。正鐵の取締の当時には、まだ成立から二十五年しか経っておらず、それも数少ない教義書であれば、根拠として言及されるのは当然の事である。

だが、この文書は天保十二年の末に始まる井上正鐵の吟味筋の時点では存在していなかったのだった。小林裕八「伯家神道と平田篤胤―『神祇伯家学則』の作者及びその成立時期について」『皇學館論叢』七卷六号（昭和四十九年）では、全集所収の「伯家学則演義稿」との対比と、渡邊金造『平田篤胤研究』（昭和十七年）所収の篤胤の書簡にある「伯家御口授」に関わる記事により、のちに「神祇伯家学則」となる文化十三年に伯王の口述を筆記したとされる文書は、井上正鐵の吟味筋に関わって、関東執役南大路左兵衛が、氣吹舎を訪問して上言書の執筆を依頼したことが契機となって、平田篤胤が天保十三年から十四年にかけて著作したものであると判断している。そして、小林論文の段階から進んで、『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二八集（平成十八年）により、「氣吹舎日記」の全容が明らかになった今日では、この「伯家御口授」（後の「神祇伯家学則」）が成立していく過程を、年月日の単位で詳しく見ていくことができるし、当時の状況が解明される中で、これまで確定できなかった井上正鐵関係事項の日付も明らかにできたのである。

先に言及したように、井上正鐵は、天保十二年（一八四一）十一月二十四日に捕らえられたが、翌十三年（一八四二）二月十六日に村預けとして帰村を許され、二月二十日に『唯一問答書』を執筆後、寺社奉行に提出した。こうし

た頃、気吹舎には、白川家関東執役の南大路左衛が往来していた。四月二十八日には、鐵胤が「南大路方へ行く」⁽³²⁾とあり、五月十三日には、「南大路佐兵衛入来」⁽³³⁾とある。そこでの主な話題は、天保十一年（一八四〇）十二月に著述差し止めとなつて、その後秋田へ退去した篤胤の後を受けて、鐵胤が白川家学師職を代勤するための手続きのことであつたが、前年末以来の井上正鐵への取締に関わる寺社奉行からの下問に対して、きちんと文書で返答したいというような話題にもなつたようだ。さすがに、根拠のない弁護はやりにくかつたのであろう。これらの話題を認めた書簡が、五月十八日に江戸を出立した飛脚により秋田に届けられ、秋田の篤胤は六月六日付けの書簡で、次のように書いて執筆に意欲を示しており、鐵胤に資料の送付を依頼している。

一 南大路氏、井上式部儀に付奉行所へ出候節、伯家御職掌の筋御尋有之候付答の趣、至極面白ク、右に付上言書被差出度思はれ、我等に認メ候様被申、貴様も同意に思はれ候段、我等も同意也⁽³⁵⁾：

とあり、同じ書簡では、

：早々取り掛り上言書相記し可レ申候、其趣意御申の如く、御神事御修法の儀は申迄もなく、夫より帝道唯一の趣キ、夫より古道学辨書の趣キ、程よく当時の御政道にも及び候様、サテ萬國の祖国・師国タルワケ、サテ中古以来儒仏の渡り来り、皇道に其道々混雜いたし居、天下の人民根元を心得誤り候付、梵漢の道々を始め、よく其根元を正し、世人の疑惑を披キ候様、伯殿御先代資延王様より、御門人大角へ被仰せ付け：帝道唯一の朝道を天に御行ひ有らせらる、大樹公（將軍）におはし座す由を存ジテ：其功によりて学師職に任ぜられ候始末までを書著はし候半、尤も右は南大路ぬし書取のツモリ也⁽³⁶⁾、（カッコ書きは底本、傍線は引用者）

とあり、関東執役の名義で、平田篤胤の業績を申し立てることを通じて、白川家の学義の規準を立て、篤胤の著書目録も添付して、再び門人教授等の許可を受けられるよう工作しようという計画だった。今回の依頼を自分の名誉回復

のための重要な機会と捉えた執筆であり、この段階では代筆であつても偽書ではない。この手紙は、六月十七日に江戸に到着したが、⁽³⁷⁾六月二十五日には、「御飛脚出立二付伯卜両家之書記類并医書類上ル」⁽³⁸⁾とあつて、白川家や吉田家関係などの執筆に必要な資料が秋田に送付されている。

四 上言書執筆の顛末

篤胤自身が「至極面白ク」と書いている通り、大変意欲的に執筆した様子であり、九月七日の書簡では、「其成文は此次の便までに可遣候」⁽³⁹⁾とあつて、二か月ほどの間にだいぶ書き進めているようだが、執筆の過程で文書の性格がだんだんと変わつてきた様子が認められる。この九月七日の書簡には、

只々サシ出シ方の趣向、及び、元来学則は伯殿、スケノブ王、憤慨中、老功の者へ申付て書セラレタルモノト云コト、南同心アルベキカ、何トアラム、同心ナラバ其趣にて、猶添削の草稿遣はし候上にて、其方にて清書、京師伯殿へさし上せ、伺ひの上ナラデハ被^レ差出^レまじくと存じ候、能々相談被^レ成、其風あひ手ツゞキ等の事、此手紙着次第にて、コチラの草稿にも趣向はある事に候⁽⁴⁰⁾

とあつて、関東執役だけでなく、京都の白川家にも伺いを立てた上での、微妙なすり合わせを行いたい思惑が示されている。さらに、想定問答も考えていて、

言上書の発端状に、門葉老功の者へ申付タリトアル、其老功の者とは誰ぞト云ふ問ガ、学則を出シタル上ニテ出まいモノデナシ、其節はかねて門葉の取締ヲ申付置候竹尾父子始め、学師職申付置き候平田杯也と申上テ子細アルマジキカ杯云コトモ、竹尾と能々示シ合セ置ベシ、ココラノ金アヒモ肝要也⁽⁴¹⁾

とある。この時期あたりで、成立年代を繰り上げた偽書作成の方向をとったようで、関係者がきちんと口裏を合わせたとストーリーに仕立てようとしている。それとても、いろいろの思惑が絡んだようであり、十一月二日付の篤胤からの書簡には、

上言書故伯王様御撰の風に致すべしとの事承知。乍然、御門葉老功の者共、伯王様御命によりて記シ候體に、もはや大半脱稿にも及ぶべく相成候所⁽⁴²⁾。(傍線は引用者)

とあり、白川資延王の「御撰」の形式にしてほしいという江戸側に対して、文化十三年の伯王の口述を高弟が命を受けて筆記した形式でほぼ書き上げたといっている。そして、翌天保十四年正月十九日付の書簡では、

一 伯家御口授漸に出来候間遣はし候、右ヲ文化十三年の頃、官裁を願はれ候程の事と致し候には、深キ存意アリテ講義に大議論ヲ発スルコト也。サテ御自記のツモリに致し候所、又々案ズルニ、モシ公より、然ラバ御直筆アル乎と問はる、事のアラムモ知ラズ、其時コマル譯故に、御口授ヲ御門葉にて筆記のツモリに朱ヲ入レ候也⁽⁴³⁾

とあって、十一月の書簡で言及した件については、伯王自身の著作とすると直筆の確認を要請されると困るから、口述筆記の形式にして書き上げたのだといい、年次を「文化十三年」に仮託したのも、「深キ存意アリテ」のことだとしている。これは白川家が文化十一年(一八一四)の吉田家との争論を経て「諸国附属神社帳」を作成し、全国の神職支配を組織的に進める体制を確立した年だったからだろう⁽⁴⁴⁾。こうして、後に「神祇伯家学則」として『神道叢説』に収録された文書と同じ体裁の、文化十三年に伯王の命により門人が口述筆記したという「伯家御口授」が完成し、正月十九日に江戸に発送されて同月三十日には鐵胤のもとに到着し、「伯家御上言書御案来」⁽⁴⁵⁾と日記に記されたのだった。また、この正月十九日付の書簡には、

…カク略文に認メ候事、尤も深意アリ、講義は二百四五十枚にもナルツモリ也、是本文はミノ紙へ七八行に、随

分ユツクリト見事に書テ出しタキ也、但シ下書ト此方ヘコスのは自身認メ候とも、公儀へ出ル書は、佗人の手迹見事ナル人にカ、セ度モノ也、傳奏まはしにせんとこの事、夫は何よりの事ナレド、公家役人中にて、文言を彼此宣ふ人のアラムモ知ラズ、コ、ヲモ考ヘ給ヘと、南大路・竹尾とも相談スベシ、イツソ南大路自身に、寺社奉行へ出して、親玉の目二入ル様にもスベキカ、トモカクモ大樹（將軍）に見せてゆるがす所が肝要也、其勸考專一々々、サテ傳奏まはしにても、南大路差出しにても、何れにも此書公儀へ納まり、御聞置に相成候上にて、我等が事を伯家より被_レ申立_二候様に計らひ方あり_一、（カッコは底本）⁽⁴⁶⁾

とあつて、提出方法としては、まず美しく清書した本文を用意し、京都の白川家から武家伝奏經由でも、関東執役から寺社奉行經由でも、將軍の目に触れるようにしたいのである。その上で、白川家から平田家の取り扱いについて申し立てようというのであつたが、本文の他に、二百四五十枚にもなる「講義」（「伯家学則演義考」）を用意し、先代の神祇伯王の指示を篤胤が詳しく解説するという、門下の最高權威であることを示す設定だったのである。

そうした秋田の篤胤の執筆活動の一方、江戸の状況は変化していた。まだ、「伯家御口授」が江戸に到着していない正月二十五日付の書簡で、江戸の鐵胤からは、井上正鐵の件には関係なく上言書を提出する方向だが、この件が落着するまでは静観しておくという段取りを伝えていた。

一、昨年中も繁多故、南大路氏を訊ひ不_レ申候所、去ル十六日年禮に罷越、緩々面會仕候、彼井上式部事、去秋より再吟味に相成、又々入牢、舊臘口書に相成申候、右の趣は「伯家より相傳と偽り、自分の所存を申弘メ候段、甚以恐入候」と申越に相成候に付、重くは遠流、軽くて追放と申事に御座候、此節牢名主に相成居候由、右に付最早伯家よりの縁もキレ候譯に御座候、仍ては彼御上言書も、式部事には少しも不_レ拘、御差出御座候様子、但し右落着以前は不_レ宜、尤も不_レ遠内必片付可_レ申候、一旦ン許され候所、又々右様相成候ては、昨年中申上候

彼者の著述と申候唯一問答と申もの二冊有^レ之、誠にシドケなきものに御座候得共、儒佛の道を借事なく、天下は治まる事と申事は、返ス／＼申出有^レ之候、右を書物故、林家の調べにて、ケ様相成候事なるべくとの評判にて御座候⁽¹⁷⁾。(カギカッコは底本)

この書簡の記述をもとにいくつかの史料を整理してみると、正鐵の処分に関する経緯がはっきりしてくる。正鐵が十三年二月に提出した「唯一問答」は、大学頭である林家で審査された結果、正鐵の主張は退けられ、九月二十三日に再入牢となった⁽¹⁸⁾。そして、十月には関東執役が再度呼び出されて、「式部義、當家伝流之法ニ違候者ニは無^レ之」と回答しているが、まだ上言書はできていなかったから、前年十二月の口上書と同じことを繰り返すしかなかったのだろう。そして、天保十三年の十二月(舊臘)に「伯家より相傳と偽り、自分の所存を申弘メ候段、甚以恐入候」と正鐵が認めて取り調べは終了し、十二月二十七日には老中堀田正睦から寺社奉行に対して遠島に処するように指示がなされたのだった⁽³⁰⁾。なお、正鐵の二度目の取締の日付は、『井上正鐵眞傳記』には九月二十三日とあり、『教祖井上正鐵大人實傳記』には十一月二十八日とあって、二つの説があったが、この「去秋より再吟味に相成」という記述により、秋である「九月」に確定できて、史料の読解が明解になった。

こうしてみると、天保十四年(一八四三)正月三十日に江戸に到着したものの、寺社奉行には提出されていないこの書は、正鐵の吟味筋に影響する余地はなかったから、当時の史料に言及されていない理由も理解できるのである。だが、執筆に精魂傾けた篤胤は、二月晦日付の書簡でも、「御上言書のコトいかゞ相談決し候哉、少しも早く出して見度ものに候⁽³¹⁾」とあり、しきりに提出を促している。しかし、四月二十六日付の書簡には、

伯家御上言書の事に付、竹尾・南大路両士の心配、各々一理アル事共に候、何れにも早くかつ親玉の御目に入ル様的手段肝要、少しも早く其吉左右聞度モノナレド、其元下り候ては其様子聞べき由ナキ乎、彼学則文は我が作

ナガラ、實に遺憾ナキ書方にて、親玉にまれ誰にまれ、心と云モノアルナラバ、動かぬ事は有まじく存候、アレデ動かぬ者ナラバ彼孔明が出師の表、何某が陳情の文ヲ見て動かぬ人は、不忠不孝の人ナラムと申候たぐひ、是非もナキコトに候⁽⁵²⁾

とあり、文化十三年の資延王の口述筆記に仮託した「偽書」を提出することについては、関東執役の南大路らからも心配の聲が上がったようだ。それでも、五月二日付け書簡には、「此上は：伯家の御上言書の出端を神明に祈り奉るより外無⁽⁵³⁾之候」とあり、五月十一日付け書簡でも、「伯家上言の模様ドウゾ聞度モノ也⁽⁵⁴⁾」と書いて提出を熱望しているのである。

このように、最晩年の平田篤胤が「實に遺憾ナキ書方」と自信をもつて著した「伯家御口授」は、天保十四年（一八四三）五月になっても、まだ幕府には提出されてはいなかったのである。さらに、執筆の依頼人である関東執役南大路左兵衛も、事の成り行きに戸惑って心配している様子であって、積極的には動きそうにない。そして、そもそもの奉行からの下問の原因であった井上正鐵の吟味筋は、天保十四年二月九日には神社奉行が遠島を申し付けて終結し、五月二十五日に正鐵は三宅島に向けて出船している。このように鐵胤は「式部事には少しも不^レ拘御差出」とはいふものの、改めて上言書を提出する根拠は希薄になっていた。さらに、秋田の平田篤胤自身が七月初めごろから体調を崩して、閏九月十一日に六十八歳で死去した。また、依頼者であった南大路左兵衛も、篤胤の死去と同じ閏九月には、関東執役所の浅草鳥越への移転にあたり、手当金と代替地が支給されていたにもかかわらず、配下の神職に対して助成金を請求して一部を着服したという罪により重追放となって、執役の身分を失ってしまったのであった⁽⁵⁵⁾。

まとめ

以上のように、井上正鐵と氣吹舎平田家とのかかわりを見てきた。文政年間から天保初年の井上正鐵が求道途上だった第一回目の接近は、正鐵の父安藤眞鐵が求道によって到達した「神道の御教」「祝詞の事」について、父の求道を助けつつ、すでに自分が受けていた「信心」「誠の心」という宗教的境地との調整・統合を図る参考にしようとしていたと推測される。しかし、そこでは正鐵自身は氣吹舎の学問には得心が行かず、自身の教説を立てる方向に進んでいった。

最初の接近から十数年後、井上正鐵は独自の教化活動を開始し、やがて取り締まりを受けることになったが、寺社奉行の取り調べに対して、自分の教説は、白川家の教えから逸脱するものではないと主張した。そのため、関東執役に下問がなされたが、根拠のある回答を用意できない関東執役南大路左兵衛は、白川家の職掌に関する上言書の提出について、氣吹舎の平田鐵胤に相談した。それを受けて、秋田に退去していた篤胤は、白川家学師職への復帰を含めた自身の名誉回復を企て、上言書の執筆にかかった。はじめは、関東執役名義の文書の代筆のはずだったが、やがて、先代の伯王である資延王が文化十三年に門人たちに対して行った教示を高弟が筆記したものとという体裁をとることになった。さらに、その解説書である「伯家学則演義」の作成にも取り掛かり、学則の内容に精通する門下の最高權威という何段階にもわたる虚構を構成することになった。このように、井上正鐵に執筆のきっかけがあったが、自身の名誉回復を目的とした「伯家御口授」(のちに『神祇伯家学則』とされる)を執筆したものの、幕府に提出して可能ならば將軍の閲読も得ようという望みを叶えることなく没した。その後も提出されることはなかったようだが、やがてこの間の事情が不分明のまま写本等により流布していったのだろうか。

こうして、幕末期の教化活動の一つである井上正鐵と、吉田家に対抗して支配の拡大を企図していた白川家とその関東執役、さらに自己の名譽回復と大学頭林家に対抗して幕府への影響力を強めるために白川家の權威を利用したい氣吹舎の平田篤胤・鐵胤たちという、いくつもの立場が絡み合う関係の一端を描くことができたであろう。

註

- (1) 平田鐵胤筆「日記」(文政八年正月より、第二)。渡辺金造『平田篤胤研究』(昭和十七年)九五二頁。
- (2) 同右書、九六三頁。この記事で井上正鐵と併記されている川崎源三(重恭)は、文化十三年(一八一六)に氣吹舎入門、天保三年(一八三二)に三十五歳で没した。正鐵との関係は不明であるが、この記事は、たまたま同日に訪問したので併記されただけのことである。
- (3) 同右書、一〇〇六頁。
- (4) 同右書、一〇九一頁。
- (5) 「氣吹舎日記」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一二八集(平成十八年)三六頁。
- (6) 現存する井上正鐵の遺文には、平田篤胤について言及したものはないが、本居宣長については、「神代卷古事記傳、本居の傳よろし。しかれども本居は傳へなき人ゆへに大義にうとし。故に妄談、怪説をなす。只古事をよく知たる人なり。しかれども此人なくバ、何をもつて古事をしらんや。是我が事を知るための師なり。また此人なくバ、能古言葉をさとし得ん哉」(『井上正鐵翁遺訓集』(以下、『遺訓集』と略)卷之六「氣息」・洪沢六左衛門村茂宛)と述べており、『古事記伝』を読んでいたようであり、国学への関心は高かったことがわかる。

(7) 磯野弘道（一七七二～一八四七）は、父の磯野原泉から永田徳本に由来するとされる医学を学ぶとともに、古方派の祖とされる吉益東洞の門人岑絡丘に学んだ。後に江戸へ出て「徳本流一派医学」を立てて門人を育成した。正鐵は文化六年（一八〇九）に入門した初期の門人であるが、文政九年（一八二六）五月に岡崎で再会した時には、「師天地」の印と文書を授与して出藍を讃えている。（『煙草の裏業』）

(8) 水野南北が、観相の職掌に関する争論と思われる「土御門家との事」により、江戸に下向した際の文政八年（一八二五）には、自分の門人杉山秀三を入門させており、その頃も、師弟の交流があったことがわかる。『井上正鐵眞傳記』（以下、『真伝記』と略）（明治十年）巻之一、九丁ウ。

(9) 『唯一問答書』（明治七年）上巻「難病人」。

(10) 『真伝記』巻之一、九丁オ。

(11) 『遺訓集』巻之二「鐵一字」。天保十四年正月二十日に牢内から門人加藤鐵秀にあてた書簡である。

(12) 『唯一問答書』上巻「難病人」。

(13) 荻原稔「禊教教祖井上正鐵の出自について―『安藤家文書』を通路にして―『神道及び神道史』四十四号（昭和六十一年）。

(14) 『教祖井上正鐵大人實伝記』（以下、『実伝記』と略）（明治二十八年）上巻七丁ウ。

(15) 『新修平田篤胤全集』別巻（昭和五十六年）所収。同書は、巻末の人名索引で検索できる。

(16) 前掲、渡辺（昭和十七年）九六四頁。

(17) 同右書、九六五頁。

(18) 同右書、一〇六七頁。

(19) 同右書、一〇六八頁に、「庄司美濃兵衛来、易方位の事を問ひに来れる也。」とある。

(20) 氣吹舎に入門はしていないが、秋元家中の田中為吉という人についても、文政十年（一八二七）十一月二十五日には、「秋本（秋元）家の田中為吉と云人来」（同右書、一〇一八頁）とあり、二か月後の翌十一年（一八二八）一月二十七日「田中為吉来、写し物」（一〇二五頁）、さらに約ひと月後の三月七日に「田中為吉来」（一〇二九頁）とあり、翌年の文政十二年（一八二九）五月二十七日には、「田中為吉来」（一〇七五頁）、そして正鐵が訪問する三日前の十一月十一日（一〇九一頁）にも、「田中為吉来」とある。

(21) 『実伝記』上巻四二丁ウから四二丁ウ。

(22) 法名を「慈眼院覺道眞鐵居士」と諡られて、菩提寺であった池の端七軒町の曹洞宗慶安寺に埋葬された。明治十二年（一八七九）に禊教門中により谷中靈園乙九号に正鐵とともに改葬されて現在に至っている。

(23) 大祓詞に「天津祝詞の太諄詞事を宣れ」とあり、「如此宣らば」と受けている箇所「宣」られる「天津祝詞の太諄詞事」とは何かということである。国学者の論考としては、賀茂真淵の『祝詞考』や、平田篤胤の『天津祝詞考』、大國隆正の『天都詔詞太詔詞考』などがある。また、信仰上からは、「天津祝詞の太諄詞事」とは、「罪」という罪はあらじ」とされるまでに威力ある神呪であるとされる。

(24) 『天津祝詞考』は、もと『大祓太詔刀考』という題で「文化十二年四月三日に考へ畢る」とする篤胤の本文を清書して、当時篤胤と称していた鐵胤が「文政ノ五年と云としの五月十六日」の序文を付けている。だが、版本にある「弘化の三とせといふ年の七月の十日あまり六日」付けの陸奥国伊達の門人菊田芳胤の序文によると、「如此写本にて秘めおかば……くち果てなむ」ことを嘆き、鐵胤の承認を得て同志と共に「はるさく花の桜木の板にゑる事」となったとあり、文化十二年（一八一五）の著述後、文政五年（一八三四）の段階では版下作成まで

に止まり、弘化三年（一八五〇）七月以降になって『天津祝詞考』と題して出版されたものと思われる。この菊田芳胤は、「誓詞帳」及び「門人姓名録」にある天保十四年九月二十五日入門の「陸奥国伊達郡岡村里人菊田付之助」当時二十五歳であろう。ただし、「源長胤」とあつて「芳胤」でないのは、誤写等によるものかもしれない。

- (25) 麻生正一『神道家井上正鐵翁』（昭和八年）教典編九〇から一〇七頁に所収。この旅日記「煙草の裏葉」は、かつて正鐵の二女鶴子が養育されていた上州平塚河岸（現在の群馬県伊勢崎市）の渋沢家に保管されていたが、明治二十五年に麻生正一が譲渡されたという。（同書十五頁）。

- (26) 『遺訓集』卷之七「道二逢歌」村越正久宛書簡。

- (27) 法名を「慈眼院覺道眞鐵居士」と諡られて、菩提寺であつた池の端七軒町の曹洞宗慶安寺に埋葬された。明治十二年（一八七九）に禊教門中により谷中靈園乙九号に正鐵とともに改葬されて現在に至っている。

- (28) 『実伝記』上巻四二丁オ。『真伝記』卷一、三二丁では、「心の闇を破るの明王（みやうわう）を覚（おぼ）へん」（カッコ内は底本のふりがな）とあり、文面が相違するが、意味からすると誤写であろう。

- (29) 『白川家日記』（宮内庁書陵部所蔵）天保七年十一月十四日・十五日の条及び『白川家門人帳』（金光図書館所蔵）天保七年十一月十五日の条。近藤喜博『白川家門人帳』（昭和四十七年）三六九頁。

- (30) 井上正鐵とその後継者たちの活動内容については、荻原稔『井上正鐵門中・禊教の成立と展開』（平成三十年）に詳しい。

- (31) 麻生正一『増補井上正鐵翁在嶋記』（明治二十三年）一六から一七頁。

- (32) 前掲「氣吹舎日記」（平成十八年）一六八頁。

- (33) 同右。

(34) 同右。

(35) 前掲、渡辺（昭和十七年）六七八頁。

(36) 同右書、六七九から六八〇頁。

(37) 前掲「氣吹舎日記」（平成十八年）一六九頁。

(38) 同右。

(39) 前掲、渡辺（昭和十七年）七二六頁。

(40) 同右。

(41) 前掲、渡辺（昭和十七年）七二九頁。

(42) 同右書、七四七頁。

(43) 同右書、七七一頁。

(44) 遠藤潤『平田国学と近世社会』（平成二十年）二〇九頁。

(45) 前掲「氣吹舎日記」（平成十八年）一七六頁。

(46) 前掲、渡辺（昭和十七年）七七一頁。

(47) 同右書、七八四頁。篤胤宛の鐵胤書簡であるが、篤胤が朱書きで加筆して返信したもの。

(48) 「真伝記」卷之三、二丁ウ。

(49) 『白川家職事伝奏往来留』（宮内庁書陵部蔵）天保十三年十二月十四日の條の白川家雜掌時岡肥後より武家伝奏へ提出した書類にある。また、『白川家日記』（宮内庁書陵部蔵）天保十三年十二月七日の條には、「當十月中關東執役被呼出、御尋之筋在之、其砌御答書差出」と言及されている。

(50) 宮内庁書陵部蔵『白川家職事伝奏往来留』天保十四年三月十九日の条に、十二月二十七日に「備中守殿（老中堀田正睦）」から寺社奉行に対して、井上正鐵を遠島に処するように指図があったことが記されている。

(51) 前掲、渡辺（昭和十七年）七九二頁。

(52) 同右書、七九九頁。

(53) 同右書、八〇二頁。

(54) 同右書、八〇四頁。

(55) 「寺社奉行書留」『東京都神社史料・五』（昭和四十三年）四〇頁。「気吹舎日記」には、天保十四年五月三十日に「南大路使」が気吹舎を訪問した記事があるので、その頃に取締を受けたのではなからうか。前掲「気吹舎日記」（平成十八年）一八〇頁。